

国●●●●●●第●●●●●●号
令和2年●●月●●日

●●●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 殿

国土交通省
●●地方整備局長
●● ●●

勸 告 書

貴社においては、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）を遵守し、特定賃貸借契約に関する業務の適正な運営の確保に努めるよう、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号の規定に基づき、別紙記載の理由により下記のとおり勧告する。

記

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する勧告内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
 - (2) 法令の遵守を社内に徹底するため、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し継続的にこれを実施すること。
 - (3) 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- 2 上記1について講じた措置（貴社においてこれ以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

また、今回の勧告以前において、既に講じた措置がある場合は、併せて報告すること。

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●●～～～

これらのことは、法第●条第●項の規定に違反する。

国●●●●●●第●●●●●●号
令和●●年●●月●●●●日

株式会社●●●●
代表取締役 ●●●● ●●●● あて

国土交通省
●●●●地方整備局長
●●●● ●●●●

指 示 書

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）第33条第●●項の規定に基づき、別紙理由書記載の理由により、下記のとおり指示する。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない）。

記

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - 法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し継続的にこれを実施すること。
 - 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

特に、賃貸住宅の管理業務等及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、必要な措置を講ずること。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、令和●●年●●月●●●●日までに文書をもって報告することとともに、当該措置の実施状況を概ね6カ月後に文書をもって報告すること。

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●～～した。
このことは、法第●条第●項に違反する。

国●●●●●●第●●●●●●号
令和2年●●月●●日

株式会社●●●●
代表取締役 ●●●● 殿

国土交通省
●●●●●●局長
●●●●

業務停止命令書

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）第34条第●●項の規定に基づき、別紙理由書記載の理由により、下記のとおり業務の停止を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。）。

記

- 1 停止を命ずる業務の範囲
特定賃貸借契約に関する業務の全部
- 2 期間
令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までの●●日間

(別 紙)

理 由 書

貴社は、●●～～
このことは、法第●条●に違反する。

監督処分の決定に至るプロセス (サブプロセス)



